

意見書案第 15 号

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 8 年 10 月 7 日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 木 庭 理香子

〃 田 村 伸一郎

〃 宗 田 裕 之

## 化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書

化学物質過敏症（MCS）は、化粧品や柔軟剤等の家庭用品、建築材料、農薬等に含まれる微量の化学物質に反応し、頭痛、けん怠感、呼吸困難等の多様な症状が生じ、誰もが突然発症し得る疾患であるが、発症要因は未解明な部分が多く、標準的な診断基準や治療方法が確立されておらず、専門的な診療を行える医療機関が極めて少ない状況にある。

近年は、人工的な香料等により体調不良の症状が現れるいわゆる香害をきっかけに発症・重症化する事例が相次いでおり、令和6年4月施行の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律により合理的配慮の提供が事業者に対し義務化されたが、家庭、職場、学校、公共施設等での不理解から就労・就学の断念や不登校、社会的孤立へと追い込まれる患者が絶えず、経済的不安定や精神的孤立を防ぐ支援策の確立は一刻の猶予も許されない。

よって、国におかれては、社会全体で合理的配慮を踏まえた化学物質の安全管理を推進し、化学物質過敏症患者の生命と暮らしを守ることができるよう、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 発症要因、全国の患者数、生活上の不利益等の実態を正確に把握する大規模な調査を実施し、発症要因、治療法及び予防法の確立に向けた研究に対する財政的・専門的支援を大幅に拡充すること。
  - 2 標準的な診断基準や診療指針の整備・普及を進めるとともに、専門的診療体制の整備支援や医療機関における知識の習得及び対応力の向上を図ること。
  - 3 学校、公共施設等における化学物質低減対策を推進するとともに、香害による体調不良への配慮について5省庁の連携による更なる周知・普及啓発を展開すること。
  - 4 事業者、教育機関等が、就労・就学現場における在宅勤務・オンライン授業の導入など合理的配慮を適切に行えるよう、指針の策定・周知を推進すること。
  - 5 患者や家族の苦痛や社会的孤立を防止するため、自治体の相談支援体制の充実に向け、知見の提供や人材育成を進めるとともに、国民への正しい知識の普及を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
文部科学大臣 宛て  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
環境大臣  
消費者庁長官